

# 秘密保持契約

●●●（以下、甲という）および◆◆◆（以下、乙という）は、甲の有する秘密情報に関して以下のとおり契約を締結する。

## 第1条（秘密情報）

- 「秘密情報」とは、甲が「秘密情報」である旨を明示して乙に開示する有形の情報を意味するものとする。
- 秘密情報のうち、次のいずれかに該当するものについては、本契約の規定は適用しない。
  - 開示又は提供された時点で、公知となっていた情報
  - 開示又は提供された時点で、自己が所有していた情報
  - 開示又は提供された後で、過失又は本契約の違反によることなく公知となった情報
  - 甲および乙とは無関係の情報源から適法に得た情報

**コメント [Y1]:** そもそも秘密情報を開示する目的が規定されていません。「目的外使用」を防ぐためにも、きちんと規定しておかないと双方にとってリスクがあります。

**コメント [Y2]:** 今回のビジネスでは、甲と乙がそれぞれ、秘密情報を開示しあって共同作業を進めていくと聞いています。しかしながら、原案だと甲の秘密情報のみについて規定しているので、乙⇒甲に開示される秘密情報には一切秘密保持義務はないことになってしまい、乙にとって不公平な内容です。

## 第2条（秘密情報の保持）

乙は、本契約における秘密情報を、甲の承諾なしに第三者に対し開示してはならない。

## 第3条（秘密情報の複製）

乙は、秘密情報を、甲の承諾を得ずに複製してはならない。

**コメント [Y3]:** ①~④の他に「法令や政府機関の要請により開示した情報」なども規定するのが一般的です。

## 第4条（秘密情報の返却）

乙は、甲から要求があった時には開示、提供を受けた秘密情報を返却するものとする。

**コメント [Y4]:** 複製だけではなく、「改変」や「目的外使用」も通常は禁止対象です。

## 第5条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約日より6ヶ月間とする。

**コメント [Y5]:** 中には「返却」されても困る秘密情報もあるので、その場合に備えて「廃棄」も規定するのが通常です。

## 第6条（合意管轄）

本契約に関し、訴訟の必要性が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

**コメント [Y6]:** 6ヶ月間は妥当な長さでしょうか？開示する秘密情報の価値やビジネスの中身に応じてこの期間は異なりますので、十分に検討が必要です。少し短すぎるような気がします。

## 第7条（協議事項）

本契約に定めのない事項については甲乙誠意をもって協議のうえ解決するものとする。